

## ▶ 給付の種類 (1口あたり)

給付の種類	給付金額	給付限度など
傷病休業給付金	①入院は休業1日目から ②自宅での休業は4日目から 1日につき6,000円	通算して500日まで
入院給付金	入院1日につき2,000円を 傷病休業給付金に加算	入院給付金単独での給付はありません
長期療養給付金	休業1日につき 自宅3,000円 入院6,000円	傷病休業給付金の通算500日を超えて連続して 休業している場合に、1回限り230日を限度に給付
弔慰給付金	50万円	いずれかを受給したときは脱退 (その場合、脱退給付金も合わせて給付)
高度障害給付金	50万円	
脱退給付金	別途規定の 給付金額表による	加入日から3年以上経過後に、 脱退・減口となったときに給付

※ケガによる休業は加入日から、疾病による休業は加入日から3カ月経過後に発病したのから、保障開始となります。

## ▶ 掛金額 (1カ月あたり)

加入年齢	1口	2口	3口
~29歳	2,500円	5,000円	7,500円
30~39歳	2,800円	5,600円	8,400円
40~49歳	3,000円	6,000円	9,000円
50~54歳	3,300円	6,600円	9,900円
55~59歳	3,700円	7,400円	11,100円

▶ 勤務医は通算3口までの加入となります。

## ▶ 加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢\*が60歳未満であること
- 2 保険医協会・保険医会の会員であること  
(ただし京都府保険医協会は取り扱っていません)
- 3 保険医であること
- 4 1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間  
以上業務に従事していること
- 5 告知日現在、健康であること  
(現症がある方、服薬中の方、治療中の方は、原則  
として加入できません)

※加入年齢:加入(増口)日現在の満年で計算し、1年未満の端  
数月が6カ月を超える場合は1歳切り上げます。

※常勤と同様の就業状況の非常勤勤務医の方もお申し込みい  
ただけるようになりました。

## ご連絡先

お申し込みや資料請求は、ご所属の保険医協会・保険医会(代理店)にお問い合わせ  
ください。保険医協会・保険医会の会員でない方は、入会のうえお申し込みください。

お申し込みの際は、必ず制度案内パンフレット等をご確認ください。

運営元  
一般社団法人  
全国保険医休業保障共済会

〒151-0053  
東京都渋谷区代々木2-5-5  
新宿農協会館5F





取扱代理店

加入時35歳で3口加入した場合

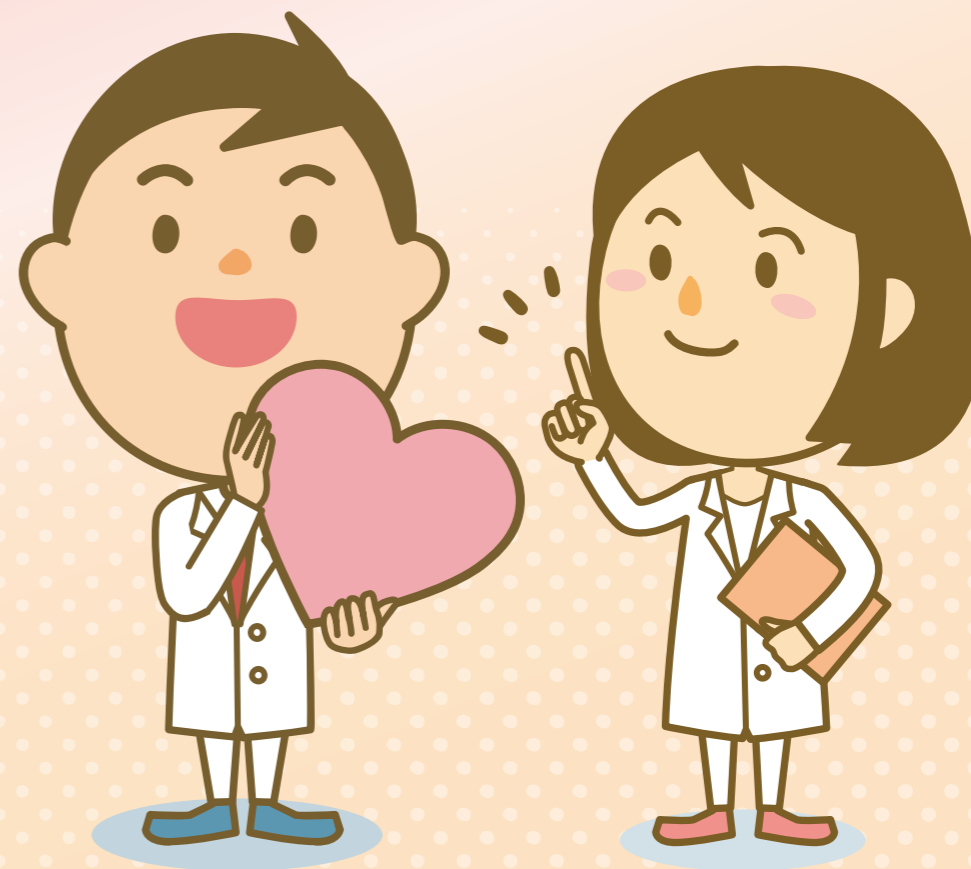
月々の掛金は  
**8,400円**

休業して30日分の給付を受けた場合

自宅療養 **54万円**  
入院療養 **72万円**

# 保険医協会・保険医会の 休業保障制度

病気やケガで診療を休んだ際に  
給付金が受けられる共済制度です。



# 若いから病気やケガで休むことなんて…と 思っていませんか？ 実際にあった休業給付の事例

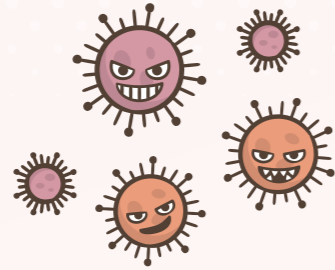
## 右肩腱板断裂



- 46日間入院+自宅療養19日
- 3口加入
- 計65日間給付
- 40代医師

受給額合計 **1,446,000円**

## 新型コロナウイルス感染症



- 10日間自宅療養
- 3口加入
- 計7日間給付
- 30代歯科医師

受給額合計 **126,000円**

※自宅療養は休業開始後4日目から給付対象です

## 骨盤位による帝王切開



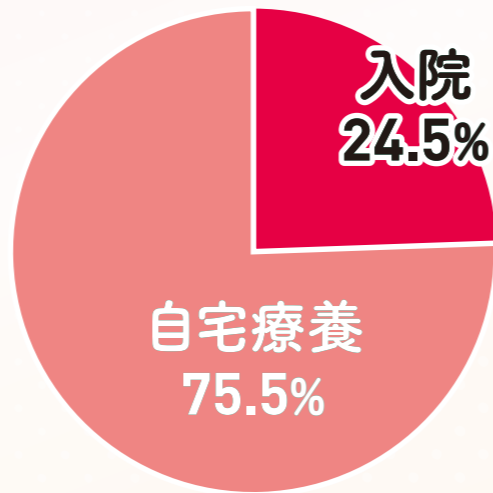
- 9日間入院+自宅療養7日
- 3口加入
- 計16日間給付
- 30代医師

受給額合計 **342,000円**

## 自宅療養への備えが必要です

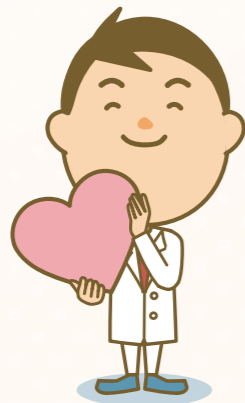
通院日だけでなく自宅療養期間も給付対象であることが加入者から好評です。休業期間のうち、自宅療養の割合は7割を超えており、自宅療養の休業対策はますます重要になっています。

近年の入院期間の短期化を受け、休業保障制度は昨年より入院を1日目から給付対象としました。自宅療養は4日目から給付(3日免責)、入院後の自宅療養は連続して給付されます。



2021年度休保共済会決算資料より

長引く自宅療養での休業でも、安心して療養できますね。



短期の入院休業でも給付が受けられるようになったのはうれしいですね。



## 他にも 勤務医にうれしい制度の魅力

- ▶非営利の共済だから実現できる手頃な掛金
- ▶掛金額は満期まで上がりません
- ▶有給休暇や病気休暇扱いでも給付<sup>※1</sup>
- ▶他制度(勤務先での傷病手当金など)の受給に関わらず給付
- ▶転勤で都道府県を移っても加入継続可能
- ▶開業した際は増口できます<sup>※2</sup>
- ▶脱退給付金の給付があり、掛け捨てではありません(3年以上加入した時)

※1 給付の際は、休業事実の確認を実施します。

※2 給付金の受給状況や、開業時の年齢・健康状態によっては、増口が認められない場合があります。



## 加入者の声



ももとは民間の所得補償保険に加入していましたが、保険料が高く脱退していました。新型コロナウイルス感染症の拡大で休業リスクに備えたいと考え、休業保障制度の加入を決めました。**最長で730日受給**でき、**自宅療養も含めた長期休業に備えられる**のも魅力です。営利団体ではない保険医協会が安定的に運営しているという安心感もあります。(40代医師)



万一のためと思って加入しましたが、まさか自分が本当に受給することになるとは思ってもいませんでした。出産時に高血圧になってしまい、**自宅療養含む**休業期間の給付を受けることになりました。今健康であっても、先々何が起きるかわかりません。**入っていて損はない制度**です。(30代歯科医師)

## ご家族の声



夫が突然倒れ、救急病院での診断は左被殻出血でした。その後病状が安定したため、回復期病院に移りましたが、長期のリハビリが必要となり、夫の収入に頼っていた我が家は、金銭面が心配でした。そんな折、休業保障制度を受給し、自宅療養期間も給付を受けることができました。また、**長期療養に手厚い制度**なので安心して療養できました。**充実した療養**を送るには**最適の制度**だと考えています。

## 新型コロナ(疑い含む)も給付対象です

2022年は新型コロナの請求2,056件に対し、3億6,630万円を給付しました。